

# 【郵送用】 乳児養育手当のご案内

2025年4月改訂

江戸川区

## 1 制度の概要

この制度は、昭和44年から実施している江戸川区独自の制度です。  
赤ちゃんの健やかな成長のための江戸川区の取り組みです。

支給対象者	以下のすべての要件を満たしている方が対象となります。 (支給決定後ア～エの要件に該当しなくなった場合は、 <u>手当は消滅</u> となります)  ア 0歳児を養育している方 イ 乳児、保護者ともに江戸川区にお住まいの方 (転入された方は、転入の届出日から対象となります) ウ 生活保護を受けていない方 エ 乳児院などに乳児を預けていない方
手当額	月額 13,000円
支給時期・ 支給方法	申請者名義の銀行口座に毎月10日にお振込みします。 * 申請者名義以外の銀行口座にはお振込みできません。 * 10日が土曜・日曜・祝日のときは、その前日にお振込みします。
申請期限	お子様が満1歳になる誕生日の前日までです。 * 出生届・転入届提出後、お早めに申請してください。 申請が認定されれば、誕生日(または転入の届出日)の月分から手当が支給されます。 * 郵送申請の場合も書類は必ず申請期限内に到着するようにお出しください。 (最大で12か月分)
制度についてのお問い合わせ先	子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係 03(5662)0082  ↓ 乳児養育手当 HP 
申請方法	郵送での申請の場合は「江戸川区乳児養育手当申請書」と裏面の必要書類を同封してください。 <b>【ご郵送先】</b> 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係 児童家庭課に書類が到着した日が申請日となります。(書類に不備があった場合は除く) 郵送の記録が残るように特定記録郵便などのご利用をお勧めします。 各事務所窓口での申請や電子申請も可能です。詳細は区ホームページでご確認ください。

申請に必要なものは裏面をご覧ください。

## 2 必要書類

全ての必要書類が到着した日が申請日となります。  
申請書類に不備がある場合、申請受付ができず、書類を返却する場合があります。  
書類の返却には時間がかかるため、申請期限に十分な余裕がない場合は窓口（各事務所庶務係）で申請してください。

<p>江戸川区乳児養育手当申請書 公金受取口座を希望される場合は、申請者の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。</p>	<p>区ホームページに書式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。 または、下記お問い合わせ先に電話で請求してください（区内申請者住所地へ郵送します）。</p> 	
<p>申請者の身元確認書類の写し (A) 又は (B)</p> <p>身元確認 書類一覧</p> 	<p>次のうち 1 点 (A)</p>	<p>マイナンバーカード（下記 のマイナンバー確認書類と兼ねることができます） 運転免許証 パスポート、在留カード 等の写し</p>
<p>申請者の マイナンバー確認書類 公金受取口座を希望される 場合のみ</p>	<p>マイナンバーカードの写し、マイナンバーの記載のある住民票 個人番号通知カード（変更事項のないものに限る）の写し 等</p>	
<p>申請者名義の銀行口座の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金の通帳またはキャッシュカードの写し</li> <li>・公金受取口座へのお支払いも可能です。</li> </ul> <p>公金受取口座へのお支払いを希望する場合は、申請書の利用希望欄にチェックを入れて、マイナンバー確認書類の写しを添付してください。この場合、口座確認書類の写しと口座情報の記入は不要です。</p>	

審査には 1～3 か月を要します。審査の結果は 1～3 か月後に到着する通知でご確認ください。  
通知書発送後対象者にはお振込みを開始します。

### 制度についてのお問い合わせ先

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係 03-5662-0082

乳児養育手当について、もう少し詳しくお知りになりたい方は



養育手当 HP



児童手当の申請もお忘れなく